

# 地方公務員制度改革関連法案の概要

## 地方公務員法等の一部を改正する法律案

地方公務員に係る制度の改革を進めるため、自律的労使関係制度の措置に伴う所要の措置を講ずるとともに、能力及び実績に基づく人事管理の徹底並びに退職管理の適正の確保のための措置を講ずる。

### (1) 自律的労使関係制度の措置

- ① 一般職の地方公務員（団結権を制限される職員等を除く。）に協約締結権を付与することとする。
- ② 協約締結権の付与に伴い、勤務条件等に関する人事委員会勧告制度を廃止する。
- ③ 住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、人事委員会が民間の給与等の実態を調査・把握する。
- ④ 消防職員について団結権を付与し、当局と交渉ができることとする（協約締結権は付与しない）。

### (2) 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

○人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る。

### (3) 退職管理の適正の確保

○退職職員による現職職員への働きかけに関する規制の導入等により、退職管理の適性の確保を図る。

### (4) 施行日

- (1)の①～③：公布から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日  
(1)の④：①②の施行日から3年を経過した日  
(2)及び(3)：公布日から2年を超えない範囲内において政令で定める日

## 地方公務員の労働関係に関する法律案

地方公務員の自律的労使関係制度の構築のため、労働基本権を拡大し、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、労働関係の調整手続等について定める。

- (1) 労働組合の組織及び認証、組合役員の専従許可、不当労働行為の禁止等について定める。
- (2) 団体交渉事項の範囲、団体交渉の当事者及び手続、団体交渉の議事概要の公表等について定める。
- (3) 団体協約の範囲、団体協約を締結する当局、団体協約の効力等について定める。
- (4) 不当労働行為事件の審査手続等に関する事項を定める。
- (5) 地方公共団体の当局と労働組合との間に発生した紛争に関するあっせん、調停及び仲裁の手続を定める。
- (6) 施行日：公布日から3年6月を超えない範囲内において政令で定める